

家畜衛生だより 令和7年10月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

高病原性鳥インフルエンザウイルスの侵入防止対策は万全に！

昨シーズンは、14 道県 51 事例、約 932 万羽が殺処分の対象となり、51 事例中 32 事例が家きん農場集中地域における連続発生、9 事例が過去に発生した農場での再発、17 事例が 20 万羽以上を飼養する大規模農場での発生という特徴が見られました。

また、今年 9 月には韓国の家きん農場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、さらに日本では既に北海道において渡り鳥の飛来が確認されており、今シーズンも本病の発生リスクが高まっています。

◎以下の項目について点検を行い、不備があれば改善をお願いします。

①衛生管理区域に病原体を持ち込まない！

☑手指の洗浄・消毒をしていますか？

☑車両の消毒をしていますか？

☑専用の衣服や靴の確実な着用ができていますか？



境界に更衣や消毒の設備がない



車両の消毒、専用の衣服や靴の着用



タイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと！

②家きん舎に病原体を持ち込まない！

☑手指の洗浄・消毒をしていますか？

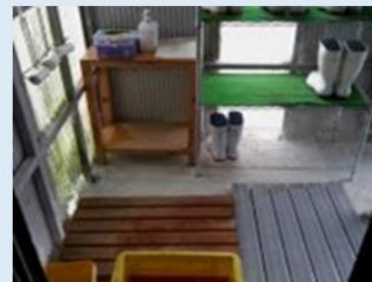
☑専用の靴の確実な着用ができていますか？



専用の長靴が用意されておらず、
出入り時の動線も不明瞭



専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の
履き替え時の動線の交差防止

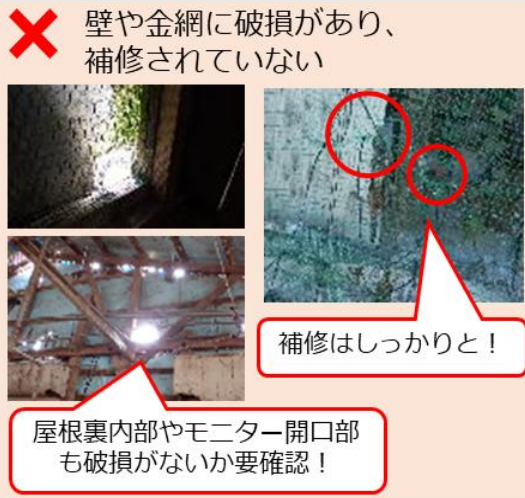


③野生動物を近づけない！侵入させない！

☑防鳥ネット等は家きん舎のみでなく、堆肥舎等にも設置していますか？

☑破損箇所や開口部の隙間は速やかに補修していますか？

☑ネズミや害虫の駆除は定期的に行っていますか？



（農林水産省 家きん一斉点検のチェックポイント）

◎家畜伝染病発生時に、通報の遅れや飼養衛生管理基準の不遵守等が認められた場合、手当金等が減額されます。

令和 6 年度シーズンの発生を受け、通報の遅れや飼養衛生管理基準の不遵守等については、より厳格に対処されます。

📖 詳しくは農林水産省 HP をご確認ください。

「手当金及び特別手当金の交付について」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/kouhukin.html

死亡羽数が急激に増加したり、いつもと違う症状を見つけたら、
速やかに家畜保健衛生所に連絡してください！